

小規模多機能ホーム「倶楽部千代田會館」重要事項説明書

<令和4年8月1日現在>

1. 事業者

法人名	社会福祉法人ケアネット
法人所在地	中野区弥生町2丁目42番2号
法人本部電話番号	03-5342-0820
代表者名	理事長 鈴木 裕
設立年月日	平成12年2月18日

2. 事業所の概要

事業の種類	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (事業所番号：1391400106)
事業所の名称	小規模多機能ホーム 倶楽部千代田會館
事業所の所在地	中野区本町5丁目10番4号
電話番号	03-3384-6203
管理者氏名	野澤 光太郎
事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令等に従い 通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合 わせてサービスを提供し、利用者が自宅で可能な限り暮らし 続けられるよう生活の支援をおこなうことを目的とします。
開設年月	平成21年5月
登録定員	29名 通いサービス定員18名 泊りサービス定員9名
当事業所の運営方針	中野区南部地域の要介護及び要支援の方が、ご自宅での生 活を継続しながら小規模多機能ホーム「倶楽部千代田會館」 に通い、若しくは短期間宿泊サービス及び訪問サービスを利用 しながら、「倶楽部千代田會館」にて家庭的な環境と地域 住民の交流の中で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常の 生活支援および日常生活機能訓練を行うことにより、その人 が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる よう支援し共に人生を歩んでいける環境作りを目指します。

(2) 設備等の概要

宿泊室 (2階)	宿泊室(洋室3.4.5)	3室	各9.94㎡	居間(2階)	32.49㎡
	宿泊室(洋室1.2)	2室	各7.45㎡	台所(1階)	9.52㎡
	宿泊室(和室6.7.8.9)	4室	各7.45㎡	浴室(1階)	リフト付4.55㎡
食堂・ホール・談話室(1階)			計59㎡	送迎車	2台(リフト付)
消防設備	スプリンクラー、非常火災通報装置、防災監視盤			ホームエレベータ有	

※当事業所では、上記宿泊室・設備をご用意しております。宿泊サービスの際利用される宿泊室は個室で洋室と和室の2種類ありますが、ご利用者の心身の状況や宿泊室の空き状況により、部屋タイプのご希望に添えない場合もございます。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	年中無休 9:00 ~ 21:00
訪問サービス	随時
宿泊サービス	年中無休 21:00 ~ 9:00
送迎サービス	年中無休 9:00 ~ 17:30 (時間外は家族に依頼)

※受付・相談については9：00～17：30の時間でお受けしております。

- (2) 通常の事業の実施地域 中野区本町1～6丁目、弥生町1～5丁目、南台1～3丁目、中央2～4丁目 (※上記以外にお住まいの方は、事前にご相談ください)

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種		職務の内容
管理者	正職員 1名	事業内容調整・相談業務・申込調整・業務の実施状況の把握等
介護支援専門員	1名以上	サービスの調整・相談業務・ケアプラン・（介護予防）小規模多機能居宅介護計画の作成・関係機関との連携等
介護職員	6名以上	通い・宿泊・訪問サービスにかかる日常生活の介護
看護職員	1名以上	医療連携・健康チェック等の医療業務

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制（勤務時間）
1. 管理者	8：45～17：45
2. 介護支援専門員	8：45～17：45
3. 介護職員	7：00～16：00（早番） 8：45～17：45（日勤） 17：30～ 9：30（夜勤） 12：00～21：00（遅番）
4. 看護職員	8：45～12：15 8：45～15：15 8：45～16：15

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

<p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス※別紙利用料金表参照)</p> <p>下記のサービスについては、利用料金の9割（または8割、7割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用の1割（または2割、3割）の金額。 下記〈サービス概要〉のア～エのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容でおこなうかについては、利用者と協議の上、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めます。</p>
<p>(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)</p> <p>食費・宿泊費・洗濯代・オムツ代などは介護保険給付対象にならないため、利用料金の全額をご利用者に負担していただきます。</p>

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

①日常生活の援助

- ・日常生活動作能力に応じて、以下の必要な介助をおこなう。
 - 1) 移動の介助
 - 2) 養護（休養）
 - 3) 通院の介助等その他必要な介護

②食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・その他の必要な介助をおこないます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

③入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・その他の必要な介助をおこないます。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

④排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

⑤機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑥健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑦送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、日常生活上の支援等を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気等を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及びご利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ご利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します

エ 相談・助言等

- ・利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等をおこないます。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦その他必要な相談、助言

〈サービス利用料金〉

ア 利用料金

料金に関しましては「別紙利用料金表」を参照してください。

イ 支払方法

料金・費用は1か月ごとに計算し次のいずれかの方法によりお支払いください。

①ゆうちょ銀行（郵便局）自動口座引き落とし

【口座引落日：1回目17日 2回目25日 ※土日祝日の場合は後ろにずれる】

②事業所での現金支払【払込期限：毎月25日】

③銀行払込み【払込期限：毎月25日】

【銀行払込の場合】

東京厚生信用組合 本店 口座番号：0088595

名義：社会福祉法人ケアネット理事長 鈴木 裕

※毎月、15日までに前月分の請求書をお送りしますので、郵便局払込の方は25日までにお支払いください。お支払いいただきますと翌月請求書送付時に領収書を同封させていただきます。

ウ 利用の中止、変更、追加

- ・サービスは、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。
- ・利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合には原則としてサービスの実施日の前日17：00までに当事業所に申し出てください。
- ・利用料金に関し、介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括利用のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。ただし、宿泊については、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	宿泊費の50%
利用予定日の当日に申し出があった場合または不泊の場合	宿泊費の100%

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合がございます。その際は他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申し込みのうえ、当事業所指定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出してください。当法人職員がお伺いし契約締結後、サービスの提供を開始します。

サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防サービス計画・居宅サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

（２）契約の終了

① 利用者からの中途解約

利用者は、契約の有効期間中、契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する１週間前までに事業者へ通知するものとします。

② 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ・事業者が守秘義務に反した場合。
- ・事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。

③ 事業者からの契約解除（事前に予告通知をいたします）

事業者は、以下の事項に該当する場合には契約を解除することができます。

- ・人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合。
- ・利用者の入院期間が長期化しない場合でも、利用者が事業所で供与できる範囲を超える医療的管理等を必要とする状態になった場合。
- ・利用者が利用契約締結後３０日を越えてもサービスを利用しなかった場合。
- ・利用者が入院もしくは病気等により、１ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

④ 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。（即時解除）

- ・利用者のサービス利用料金の支払が２か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払指定期限に支払われない場合。
- ・利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、契約を継続しがたい重大な影響を及ぼす行為を行った場合。
- ・利用者が事業所内で他の利用者あるいは職員に対し、執拗な宗教活動及び政治活動、商品勧誘等を行い、注意を受けても態度を改めなかった場合。
- ・利用者やご家族が故意または重大な過失により利用者または事業者、従業員の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行うことにより、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

⑤ 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者がお亡くなりになった場合。
- ・要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判断された場合。
- ・利用者が介護保険施設等に入所または入院した場合。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けます。

○苦情受付担当：中村 美和（倶楽部千代田會館）

○受付時間 9：00～17：30 TEL：03-3384-6203

また、苦情受付ボックスを倶楽部千代田會館内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL：03-6238-0177 受付時間（平日 9：00～17：00）
中野区介護保険分野 事業者指導調整担当	TEL：03-3228-8878 受付時間（平日 8：30～17：00）

8. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生の際は、利用者の家族・区市町村などに連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこなう。
- (3) 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

9. 第三者評価の実施状況について

- (1) 実施の有無：あり
- (2) 実施した直近の年月日：令和3年7月1日～令和4年1月27日
- (3) 実施した評価機関の名称：（一社）特養ホームマネジメント研究所
- (4) 評価結果の開示状況：とうきょう福祉ナビゲーションにて開示
<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区市町村職員または、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関・施設〉

中村診療所

所在地：東京都中野区本町5-39-2

TEL：03-3381-3797

特別養護老人ホームやよいほうむ

所在地：東京都中野区弥生町2-42-2

TEL：03-5342-0820

1 2. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年6回程度、利用者も参加して行います。

防火管理者：中村 美和

〈消防用設備〉

- ・自動火災報知器
- ・非常通報装置
- ・スプリンクラー
- ・誘導灯
- ・消火器

1 3. その他運営に関する重要事項

①職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 定期的研修 随時

②職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められた時は、これを掲示します。

③サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとします。

④サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

⑤事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、他の介護サービスの紹介等をするものとします。

⑥事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとします。

⑦事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規程する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとします。

⑧サービスの提供を受けている利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとした時は遅滞なく、意見を付してその旨を関係市区町村等に通知するものとします。

⑨事業所は、他の居宅サービス事業所又はその従事者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他財産上の利益を供与しません。

⑩この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとします。

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

①サービス利用開始および認定更新時は介護保険被保険者証を提示してください。

②事業所内の設備や器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

③所持金品は、自己の責任で管理してください。サービス利用中における金品紛失等の責任は事業所および法人では一切責任を負いかねます。

④従業員に対して金銭や高額な物品等の贈与は固くお断りします。

- ⑤地震・水害・新型インフルエンザ流行等の天災が生じた際は、警戒宣言等が解除され事業所の受け入れ準備が整うまで、サービスの提供を中止する場合があります。
- ⑥利用者がサービス提供中健康チェックを受けた際、事業所職員が医師の処置が必要と判断した場合は、ご家族へ連絡いたします。なお急を要する場合には主治医に連絡するとともに、救急隊へ依頼します。
入浴サービスの利用者は、健康チェックで血圧等の異常が判明した場合は、その日の入浴を中止します。
- ⑦ご利用時間について、新規・辞退等の事由によりご利用の方が入れ替わると、送迎バスの運行コース、送迎順も変更する必要があります。そのため、送迎予定時刻表は頻繁に変更がありますので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。変更の際は、事前に電話等でご連絡します。
- ⑧食中毒の防止や、健康上の理由、その他トラブル防止の為、利用者間または職員に対する食品・医薬品・その他金品等の事業所内における受け渡しは固くお断りいたします。
- ⑨運営推進会議にはご家族様も出来る限り参加して戴きますよう、お願い申し上げます。

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ケアネット
代表者役職・氏名	理事長 鈴木 裕
本部所在地・電話番号	中野区中野弥生町二丁目42番2号 電話 03-5342-0820
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 3カ所 短期入所生活介護 2カ所 通所介護 2カ所 地域包括支援センター 1カ所 居宅介護支援事業所 2カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所

令和 年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用申込者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 中野区弥生町二丁目42番2号
名称 社会福祉法人 ケアネット
理事長 鈴木 裕 印

事業所 所在地 中野区本町五丁目10番4号
名称 小規模多機能ホーム 倶楽部千代田會館

説明者 氏 名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 _____
氏 名 _____ 印

代理人（続柄）

住 所 _____
氏 名 _____ 印